

# 就学援助費の入学前支給の申請受付を開始

☎学校教育課 ☎・☎(582)1141 ☎(582)9441

経済的に困りの保護者は、就学援助費のうち新入学学用品費(通学カバンや制服などの入学準備に必要なものを購入する費用)を、入学前の2月(予定)に受け取ることができます。

☎申請日に市内在住(令和4年3月31日(木)までに市外へ転出予定の人を除く)で、子どもが令和4年4月に市立・国立・県立・私立の小・中学校に入学予定で、下記のいずれかに該当する人

- ①児童扶養手当を受給している人
- ②市民税が非課税の人
- ③市民税が減免されている人
- ④個人事業税が減免されている人
- ⑤国民年金保険料が免除されている人
- ⑥国民健康保険税が減免されている人
- ⑦生活福祉資金の貸し付けを受けている人
- ⑧同一生計を営む(同居している)世帯全員の令和2年中の合計所得額が基準以下の人(基準は世帯構成や年齢によって異なります)

**支給額** 小学校入学予定の児童：51,060円/人  
中学校入学予定の生徒：60,000円/人

**申請方法** 12月28日(火)までの平日午前8時30分～午後5時15分に、  
下記を持参し学校教育課へ申し込み

- ☎申請書(学校教育課に設置またはホームページからダウンロード可)  
※学校教育課窓口で記入する場合は、家族全員のマイナンバーが分かるものを持参してください。
- 振込口座(通帳)の支店名、口座番号、口座名義が分かる面のコピー
- 申請者(保護者)本人のマイナンバーカード  
※マイナンバーカードを作成していない場合は、次の①と②を提示することで代用できます。
  - ①マイナンバーの通知カード
  - ②運転免許証、パスポート、在留カードなど、公的機関で発行された写真付きの本人確認書類(ない場合は健康保険証、児童扶養手当証書、発行から6カ月以内の公共料金の領収書など2つ)
- 印鑑(認め印可)
- 証明書類(☎の③～⑦に該当する人のみ)
- 地方税関係情報の取得に関する同意書(令和3年1月2日以降に転入した人のみ、18歳未満を除く世帯全員の自署したもの。学校教育課に設置またはホームページからダウンロード可)
- ☎支給要件に該当しないことが判明した場合は、当該援助費を返還してもらいます。
- 審査を行うため、申請した人全員が必ず援助を受けられるとは限りません。
- 入学前支給を受給した人でも、令和4年4月以降の就学援助を希望する場合は、「令和4年度就学援助費」の申請を行ってください。
- 給付を受ける年度によって支給額が変わることがあります。

令和3年度

守山市

子ども善行表彰



善い行いをしている子どもたちを推薦してください。

☎市内在住・在学の小中学生 ※過去に同一内容で受賞した人や、学校教育の一環・社会教育団体(子ども会など)の活動として取り組んだものは除く。

対象の善行

令和2年12月1日～令和3年11月30日に行われたものや、長年にわたり常時または定期的に継続されているもの ※詳しくは、実施要項を確認してください。

推薦方法

12月10日(金)までに、推薦書を左記へ提出。実施要項と推薦書は、左記に設置または市ホームページからダウンロード可。

☎学校教育・文化振興課

☎・☎(582)1142

☎(581)2733



ホームページ